

事 務 連 絡
令和6年3月15日

介護サービス事業者 各位

東久留米市福祉保健部介護福祉課

令和6年度介護報酬改定に係る介護サービス事業所等の対応について

平素より、本市の介護保険制度の運営にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

今般、令和6年度介護報酬改定に係る介護サービス事業所等の対応について、下記のように整理いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本事務連絡の内容は、東久留米市の指定に係る特例的な取り扱いであることを申し添えます。

記

1. 令和6年4月1日から算定を開始する加算等の届出期限について

令和6年度介護報酬改定に伴い、報酬告示の改定や届出様式の改正が見込まれますが、現時点では、厚生労働省から明示されておりません。つきましては、令和6年4月1日から算定を開始する加算等の届出の提出期限を令和6年4月15日(月)といたします。

2. 介護報酬改定による重要事項説明書の変更について

重要事項説明書は、内容の変更を行う場合、あらためて説明を行い、同意を得ることが適切と考えられます。しかしながら、令和6年度介護報酬改定に伴う重要事項説明書の変更にあたっての利用者又はその家族への説明及び同意については、利用者の保護の観点並びに事業者の事務負担軽減の観点から、各介護事業者の判断により、例えば次のような対応を取ることも可能と考えます。

【対応の例】

利用者負担額改定表を紙で配付する等を行った上で、サービス提供前に、利用者又はその家族へ説明し理解を得る。その場合、利用者負担額の改定に同意した旨の署名・捺

印は必ずしも要しないが、各介護事業所は以上の説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し残しておくこと。

なお、特例的な対応を行う場合は、ご利用者様への懇切丁寧な説明に特段のご配慮をお願いいたします。

3. 運営規程の変更届について

令和3年度介護報酬改定において運営規程に定めておかなければならない事項として追加された「虐待の防止のための措置に関する事項」に係る経過措置期間終了、及び令和6年度介護報酬改定に伴う運営規程（料金表を含む。）に関する変更届の提出については、令和6年4月1日付での変更届の提出は不要とします。事業所において、適切にご対応ください。

ただし、その他の事項について変更する場合は、通常通り、変更後10日以内の届出が必要です。

東久留米市福祉保健部介護福祉課介護サービス係
担 当 小向・櫻井
住 所 〒203-8555
東京都東久留米市本町3丁目3番1号
F A X 042-470-7808
E-mail kaigofukushi@city.higashikrume.lg.jp